

# 兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃

## 1 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区（豊岡市、美方郡、養父市、朝来市及び丹波市をいう。）の区域内で絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

## 2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

## 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000<sup>以上</sup>越につき、金額欄に掲げる金額

品目	織機の規格		品目の規格		金額				
	織機の種類	ジャカード 仕口数	仕上げの重さ 又は よこ 緯糸の本数	仕上げ幅					
後 染	小幅力織機	900口	1反が 670グラム 以上のもの	36センチ メートル のもの	正絹無地ちりめん（正絹変り無地ちりめん及び正絹一越ちりめんに限る。）	184円			
					正絹紋りんずちりめん	275円			
					正絹銀無地ちりめん	305円			
					正絹紋意匠ちりめん	315円			
先 染	小幅力織機 (両六丁)	400口	6.06センチメートル の間によこ 緯糸が22本以上 のもの		正絹着尺	390円			
					正絹コート地	360円			
		小幅力織機 (両八丁)			400口 以上	3.03センチメートル の間によこ 緯糸が60本以上 のもの		帯（無地物及び黒共帯を除く。）	1,000円
								小幅力織機 (両十丁)	600口 以上
小幅力織機 (両十二丁)	1,390円								
1,495円									

(備考) 帯の織機の種類において、両十二丁の織機で両十丁の用途で使用した場合等、規格未満の丁数の用途で使用した場合は、実際に使用した丁数の金額を適用する。

## 4 効力発生の日 平成14年2月14日